

○内閣府告示第六号

保険業法（平成七年法律第五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スイス・リー・インターナショナル・エスイーが日本において保険業を行うことを平成二十三年二月二十五日付をもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月七日

内閣総理大臣 菅 直人

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商 号 スイス・リー・インターナショナル・エスイー

本店の所在地 ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクレー1246、アルバート・ボルシェット通り、2A

設立の年月日 一九四九年三月十八日

二 外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

ルクセンブルク大公国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏 名 ユルグ・シュトール

住 所 東京都大田区田園調布二丁目四十九番八号

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都千代田区大手町一丁目五番一号 大手町ファーストスクエアウエストタワー九階